

外来ベースアップ評価料（I）の見直し

今回改定の概要（外来ベースアップ評価料（I））

令和8年度から賃上げを行う医療機関

	令和8年度	令和9年度
初診時	17点	34点
再診時	4点	8点

R 8 改定
ベースアップ評価料①

初・再診料

令和8年度

R 8 改定
ベースアップ評価料②
(①の2倍)

初・再診料

令和9年度

令和7年度以前から 継続して賃上げを行っている医療機関

	令和8年度	令和9年度
初診時	23点(6+17点)	40点(6+34点)
再診時	6点(2+4点)	10点(2+8点)

R 8 改定
ベースアップ評価料①

R6改定
ベースアップ評価料
相当分

初・再診料

令和8年度

R 8 改定
ベースアップ評価料②
(①の2倍)

R6改定
ベースアップ評価料
相当分

初・再診料

令和9年度

(参考) R6 改定の外来
ベースアップ評価料 (I)

初診時	6点
再診時	2点

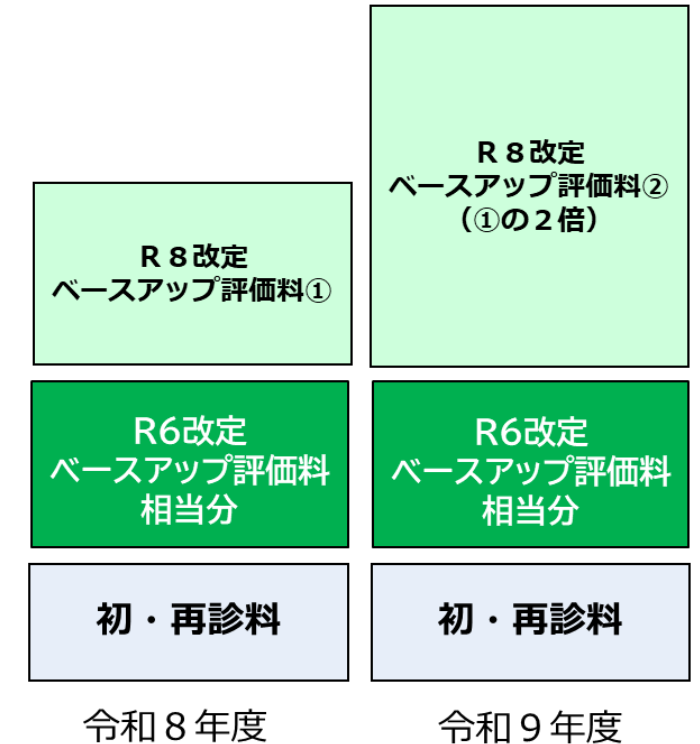
継続的に賃上げを実施する保険医療機関とは？

- ① 令和7年度以前からベースアップ評価料を届け出ている保険医療機関
あるいは、
- ② ①に該当せず、令和8年度にはじめてベースアップ評価料の届出を行う保険医療機関であっても、ベースアップ評価料を算定する月の対象職員の基本給等を合計し、その額を令和6年3月時点と比較した場合に、5.5%（看護補助者、事務職員については8%）に相当する水準以上のベア等を行った保険医療機関

※令和9年度から届け出る場合であれば、令和6年3月時点と比較した場合に、8.7%（看護補助者、事務職員については13.7%）に相当する水準以上のベア等を行った保険医療機関であればよい

令和7年度以前から
継続して賃上げを行っている医療機関

	令和8年度	令和9年度
初診時	23点(6+17)	40点(6+34)
再診時	6点(2+4)	10点(2+8)



外来ベースアップ評価料（Ⅰ）に関する主な変更点①

現行

【賃上げの目標】

令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%、計4.5%の賃上げを目指す

【対象となる職員】

主として医療に従事する職員（医師、歯科医師、専ら事務作業を行う事務職員等を除く。）

例) 薬剤師・看護師・看護補助者 等



改定後

【賃上げの目標】

令和8年度に3.2%（看護補助者・事務職員は5.7%）、令和9年度にさらに3.2%（看護補助者・事務職員は5.7%）の賃上げを目指す

【対象となる職員】

当該保険医療機関に勤務する職員（40歳以上の医師・歯科医師・薬局薬剤師、業務委託により勤務する者を除く。経営者、法人役員を含まない。）

例) 左記の対象職員に加え、
40歳未満の医師・歯科医師・薬局薬剤師、事務職員 等

外来ベースアップ評価料（Ⅰ）に関する主な変更点②（手続き）

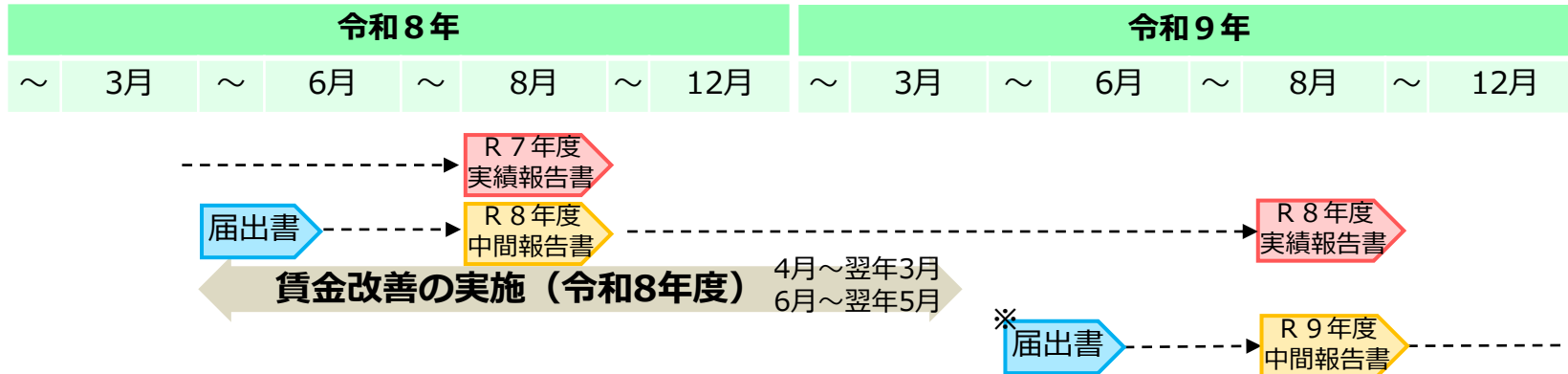
現行	改定後
<p>【届出時の提出書類】</p> <p>保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善に係る計画(賃金改善計画書)を作成し、新規届出時及び毎年6月において地方厚生(支)局に届出を行う</p>	<p>【届出時の提出書類】</p> <p>各評価料に必要な情報(対象職員・評価区分の算出)のみを入力する届出書添付書類の作成・提出のみ (賃金改善計画書は作成不要)</p>
<p>【実績等の報告】</p> <p>毎年8月に、前年度における賃金改善の取組状況を評価するために「賃金改善実績報告書」を作成し、地方厚生(支)局長に報告</p>	<p>【実績等の報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年8月に、<u>当該年度における賃金改善の状況</u>を評価するために「<u>賃金改善中間報告書</u>」を作成し、地方厚生(支)局長に報告 算定した年度の翌年の8月に、<u>前年度における賃金改善の取組状況</u>を評価するために「<u>賃金改善実績報告書</u>」を作成し、地方厚生(支)局長に報告
<p>【同一法人内の複数医療機関の通算】</p> <p>(新設)</p>	<p>【同一法人内の複数医療機関の通算】</p> <p><u>同一の給与体系に基づく保険医療機関を複数有している法人</u>においては、<u>法人内の複数保険医療機関を通算</u>して、区分計算に必要な「賃金改善算定基礎額」の算出や実績報告時に提出する「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」の作成が可能とする</p>



ベースアップ評価料に関する手続きの概要

ベースアップ評価料を届け出る場合に必要手続きの流れ

- 令和8年度にベースアップ評価料による賃金改善を行う場合には、算定を開始する前月までに届出を行う。
- 算定する年度の8月に賃金改善中間報告書、翌年度の8月に賃金改善実績報告書を提出する必要がある。



- 届出書、賃金改善中間報告書、賃金改善実績報告書に記載を要する主な事項は次の通り。
 - 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る場合は、申請時点では、評価料の対象職員のみが分かれば申請が可能。
 - 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）、入院ベースアップ評価料を届け出る場合であっても、申請時点では「月額賃金総額」や「延べ入院患者数」等が分かれば申請できる。（今改定から、申請時点での「賃金改善計画書」の添付は不要）
- ※ただし、外来ベースアップ評価料（Ⅰ）を令和8年度から継続して算定する場合には、令和9年度の届出書の提出は不要。

届出書	中間報告書	報告書
<ul style="list-style-type: none"> ○外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） <ul style="list-style-type: none"> ・対象職員数 ○外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）・入院ベースアップ評価料 <ul style="list-style-type: none"> ・初再診料等の算定回数、延べ入院患者数 ・月額賃金総額 ・対象職員数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベースアップ評価料の算定収入額 ・対象職種ごとの常勤換算数 ・基本給等総額（給与改善前・後） ・賞与の月数の変化 <p>※対象職種を指定して報告： 医師・歯科医師・看護職員・看護補助者・事務職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ベースアップ評価料の算定収入額 ・対象職種ごとの常勤換算数 ・基本給等総額（給与改善前・後） ・賞与の月数の変化 <p>※対象職員の合計及び、一部の対象職種の内訳について報告</p>

- 算定期間内に、区分計算時に必要な項目の大きな変動（**対象職員数の1割以上の変動**、3月ごとのベースアップ評価料の**算定回数**の**1割以上の変動**）があり、**再計算をした場合に区分の変化がある場合**には、区分変更の届出が必要。

外来ベースアップ評価料（I）届出様式の見直しについて

8 年 5 月 11 日

開設者名： 日医 太郎

◎必要記載項目

1 保険医療機関コード 1234567
保険医療機関名 日医クリニック

2 届出を行う評価料

- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）

3 外来医療等の実施の有無

- 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関（医科）
 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関（歯科）

4 対象職員（常勤換算）数

3.0 人

- ※ 対象職員とは、**自保険医療機関に勤務する職員**をいう。
（ただし、40歳以上の医師及び歯科医師並びに業務委託により勤務する者を除く。）
- ※ 本様式の届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。
- ※ 0より大きい数であればよい。

外来・在宅ベースアップ評価料（I） の届出には「様式95」を使用します。

40歳以上の医師、歯科医師、業務委託により勤務する者を除いた職員数を常勤換算で入力します。

例：常勤1名、パート4名の職員
（パート4名は全員が半日勤務の場合）

$$\text{常勤1名} + (\text{非常勤4名} \times 0.5) = 3\text{名}$$

賃金改善計画書の作成が不要になったため、
必要な記載事項は以上です。

残りの部分は該当する項目にチェックを入れるのみです。

ベースアップ評価料 報告様式の見直しについて

様式100

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（Ⅱ）
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（Ⅱ）
入院ベースアップ評価料

「賃金改善実績報告書
・賃金改善中間報告書」

1. 「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」（「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」を含む）、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」（「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」を含む）及び「入院ベースアップ評価料」を算定する医療機関については、別添1の「実績報告書・中間報告書」を提出すること。
2. 法人内の同一の給与体系に基づく複数の保険医療機関において、保険医療機関の「月額賃金総額」及び「対象職員数」を通算して届出を行う場合には、別添2「実績報告書・中間報告書（法人）」を用いること。

「中間報告」と「実績報告」は共通の様式
となっており「様式100」を使用します。

令和8年6月から今回の改定後の
ベースアップ評価料の算定を開始した場合

令和8年8月の提出書類

- ①令和8年6月～7月の実績に係る
「賃金改善中間報告書」

令和9年8月の提出書類

- ①令和8年6月～令和9年5月の実績に係る
「賃金改善実績報告書」
- ②令和9年6月～7月の実績に係る
「賃金改善中間報告書」

ベースアップ評価料 詳細な情報について



▼ 本文へ ▶ お問合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > ベースアップ評価料等について

ベースアップ評価料等について

【重要】

○本ページは **令和6年度診療報酬改定** におけるベースアップ評価料に関する情報です。

○令和8年6月1日より施行される令和8年度診療報酬改定のベースアップ評価料についての詳しい情報については、追って公開予定です。

※令和8年度診療報酬改定に関する情報は [こちら](#) でお知らせしています。
(ベースアップ評価料に関する改正点や関連通知も掲載しています。)

ベースアップ評価料に関しては、厚生労働省HPに特設ページが設けられておりますが、この資料の作成時点においては、令和6年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料に関する情報が掲載されております。

詳しい情報は追って公開予定とされております。